

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	木谷 高明
【住所又は本店所在地】	東京都練馬区
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和4年5月19日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ブシロード
証券コード	7803
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

【提出者に関する事項】**1【提出者（大量保有者） / 1】**

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	木谷 高明
住所又は本店所在地	東京都練馬区
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社ブシロード 管理部 部長 朝倉 成巳
電話番号	03-4500-9300

2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	木谷 恵
住所又は本店所在地	東京都練馬区
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社ブシロード 管理部 部長 朝倉 成巳
電話番号	03-4500-9300

3【提出者（大量保有者） / 3】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社中野坂上
住所又は本店所在地	東京都中野区中央一丁目38番1号
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社ブシロード 管理部 部長 朝倉 成巳
電話番号	03-4500-9300

4【提出者（大量保有者） / 4】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	木谷 奈津子
住所又は本店所在地	東京都練馬区
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社ブシロード 管理部 部長 朝倉 成巳
電話番号	03-4500-9300

【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
-----------	---------

訂正される報告書の報告義務発生日	令和元年7月29日
訂正箇所	令和元年8月5日に提出いたしました大量保有報告書の記載事項の一部に不備がありましたので、これを訂正します。

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

ロックアップ合意について

提出者は、令和元年7月29日から令和2年1月24日までの期間（ロックアップ期間）において、発行会社株式をS M B C日興証券株式会社の事前の書面による合意なしには売却等を行わない旨を合意しております。

実質共同保有について

提出者は、実子3名が三井住友信託銀行株式会社に委託している株式について実質共同保有者として保有しております。

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

ロックアップ合意について

提出者は、令和元年7月29日から令和2年1月24日までの期間（ロックアップ期間）において、発行会社株式をS M B C日興証券株式会社の事前の書面による合意なしには売却等を行わない旨を合意しております。

実質共同保有について

提出者は、実子1名が三井住友信託銀行株式会社に委託している株式について実質共同保有者となっております。

親権者分について

提出者は、未成年の実子2名が三井住友信託銀行株式会社に委託している株式について親権者として保有しております。

株式管理承継信託について

提出者の未成年の実子2名は、各々が保有する全株式を管理することを目的とし、平成31年3月15日付で三井住友信託銀行株式会社と株式管理承継信託契約を締結しております。

信託期間は契約締結日から令和元年12月31日までであり、信託期間満了の1ヶ月前までに契約終了を申し出ない限り1年間の自動延長となっております。

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

4【提出者（大量保有者） / 4】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

ロックアップ合意について

提出者は、令和元年7月29日から令和2年1月24日までの期間（ロックアップ期間）において、発行会社株式をS M B C日興証券株式会社の事前の書面による合意なしには売却等を行わない旨を合意しております。

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

4【提出者（大量保有者）/ 4】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

ロックアップ合意について

提出者は、令和元年7月29日から令和2年1月24日までの期間（ロックアップ期間）において、発行会社株式をSMB C日興証券株式会社の事前の書面による合意なしには売却等を行わない旨を合意しております。

株式管理承継信託について

提出者は、保有する全株式を管理することを目的とし、平成31年3月15日付で三井住友信託銀行株式会社と株式管理承継信託契約を締結しております。

信託期間は契約締結日から令和元年12月31日までであり、信託期間満了の1ヶ月前までに契約終了を申し出ない限り1年間の自動延長となっております。